

記

- 1 「SafeworK向上宣言」※等を用いた経営トップによる安全作業の徹底等に関する表明
- 2 店社による現場巡視等の実施により、作業手順書等の遵守状況、不安全行動の有無等について確認するとともに、必要な指導等を徹底すること。（参考：チェックリスト）
- 3 高所作業時の手すり、防網、親綱等の設置、及び墜落制止用器具の使用を徹底すること。（トラック荷台上での作業を含む）
- 4 脚立・梯子等を使用する作業について、簡易作業台、移動式足場等への代替、アウトリガー装着等、より安全な作業方法、用具等の使用に努めること。
- 5 車両系建設機械、移動式クレーンに係る適正な作業計画の策定、及び作業時の立入り禁止措置、過負荷防止、適正な合図等を徹底すること。
- 6 労働者所属事業場での送り出し教育、現場における入場時教育等の実施により、関係者の労働災害防止に係る基本的事項の確認、現場の安全衛生水準の向上を図ること。
- 7 朝礼や危険予知活動等を通して、日々、関係者の安全意識の高揚を図ること。

以上

※宮城労働局及び県内の労働災害防止団体等が運営する労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する制度。

